

環境ガイドライン担当審査役年次活動報告書(2013年度)

1. はじめに

(1) 異議申立手続¹の概要

異議申立手続の目的は、株式会社国際協力銀行(以下「国際協力銀行」)による環境ガイドライン²遵守を確保するため、環境ガイドラインの遵守・不遵守にかかる事実を調査し、結果を経営会議に報告すること、及び 環境ガイドラインの不遵守を理由として生じた国際協力銀行の投融資案件に関する具体的な環境・社会問題にかかる紛争に関して、迅速な解決のため、当事者の合意に基づき当事者間の対話を促進することにあります。

具体的には、現地の住民から異議申立手続要綱に基づき、「環境ガイドラインが遵守されておらず、現地で被害が生じている」との申立があった場合、審査役が独立・中立的な立場から調査を行い、その結果を経営会議に報告します。さらに、当事者間の対話を促すなどの活動により、現地での問題の解決に向けて貢献します。

この制度は、二国間の輸出信用機関や援助機関としては、国際的にも先進的なものであり、OECD(経済協力開発機構)の場で示された国際的な環境配慮ガイドライン「コモンアプローチ」に先行して、2003年10月より導入したものです。

(2) 年次活動報告書について

この年次活動報告書は、異議申立手続要綱において定められた通り、毎年度の審査役の活動状況を公表するものです。

2. 2013年度活動報告

(1) 異議申立

2011年度に手続開始の決定を留保していたパナマ運河拡張プロジェクトに係る異議申立については、国際金融機関等による手続が終了する見通しとなったこと等により、当該留保を解除し、2013年12月27日に手続を開始しました。その後、現地パナマでの当事者間の対話の促進、及び環境ガイドラインの遵守並びに環境・社会被害発生の蓋然性に係る調査を実施し、2014年3月11日に経営会議に報告を行いました。当該報告については、個人情報・法人情報、その他の法に基づき不開示とすべき事項の有無について確認した上で、国際協力銀行のホームページに公開しました³。

なお、2013年度(2013年4月～2014年3月)は、異議申立の受領はありませんでした。

¹ 「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」

<http://www.jbic.go.jp/wp-content/uploads/page/efforts/environment/disagree/disagree-2012.pdf>

² 「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」

http://www.jbic.go.jp/wp-content/uploads/page/efforts/environment/confirm/pdf_01.pdf

³ 「パナマ運河拡張プロジェクトに関する異議申立に係る調査結果等報告書」

http://www.jbic.go.jp/wp-content/uploads/page/2013/12/20698/20140502ExaminationReport_ja.pdf

(2) 広報活動

国際協力銀行のホームページ(和文、英文)において、異議申立手続について説明し、審査役のプロフィール等を掲載しています。また、異議申立手続要綱(和文、英文)については、ホームページに掲載している他、冊子を作成し、本店、西日本オフィス、海外の駐在員事務所を通じて配布を行い、制度の周知に努めています。

(3) 世界銀行インスペクション・パネル等との協議

世界銀行等の国際金融機関においては、異議申立手続が約 20 年前から逐次導入されており、最近では一般にアカウントビリティ・メカニズムと呼ばれるようになってきています。中でも、世界銀行インスペクション・パネルは 1993 年に設置され、これまで 90 件以上の異議申立の受付実績があるなど、各機関のアカウントビリティ・メカニズムの中で、もっとも長い歴史を持っています。

また、世界銀行インスペクション・パネルが、国際金融機関と二国間機関に呼びかけ、2004 年から情報共有及び意見交換を行うための非公式会合を開催しています。その第 10 回会合が 2013 年 9 月ワシントン D.C.にて、世界銀行主催で開催されました⁴。この会合においては、各機関の経験と問題意識を基に、「インデペンデント・アカウントビリティ・メカニズム(IAM)へのアクセスの容易化」、「被害とルール不遵守の因果関係」、「IAM 間の調整・協調/IAM ネットワークへの参加基準」、「IAM 監査」、「執行部との協働」、「コンプライアンス監査、仲介及び助言業務」及び「人権擁護のための国際金融機関等の責務」、各機関の活動状況及び事例等の各項目について、活発な意見交換が行われました⁵。

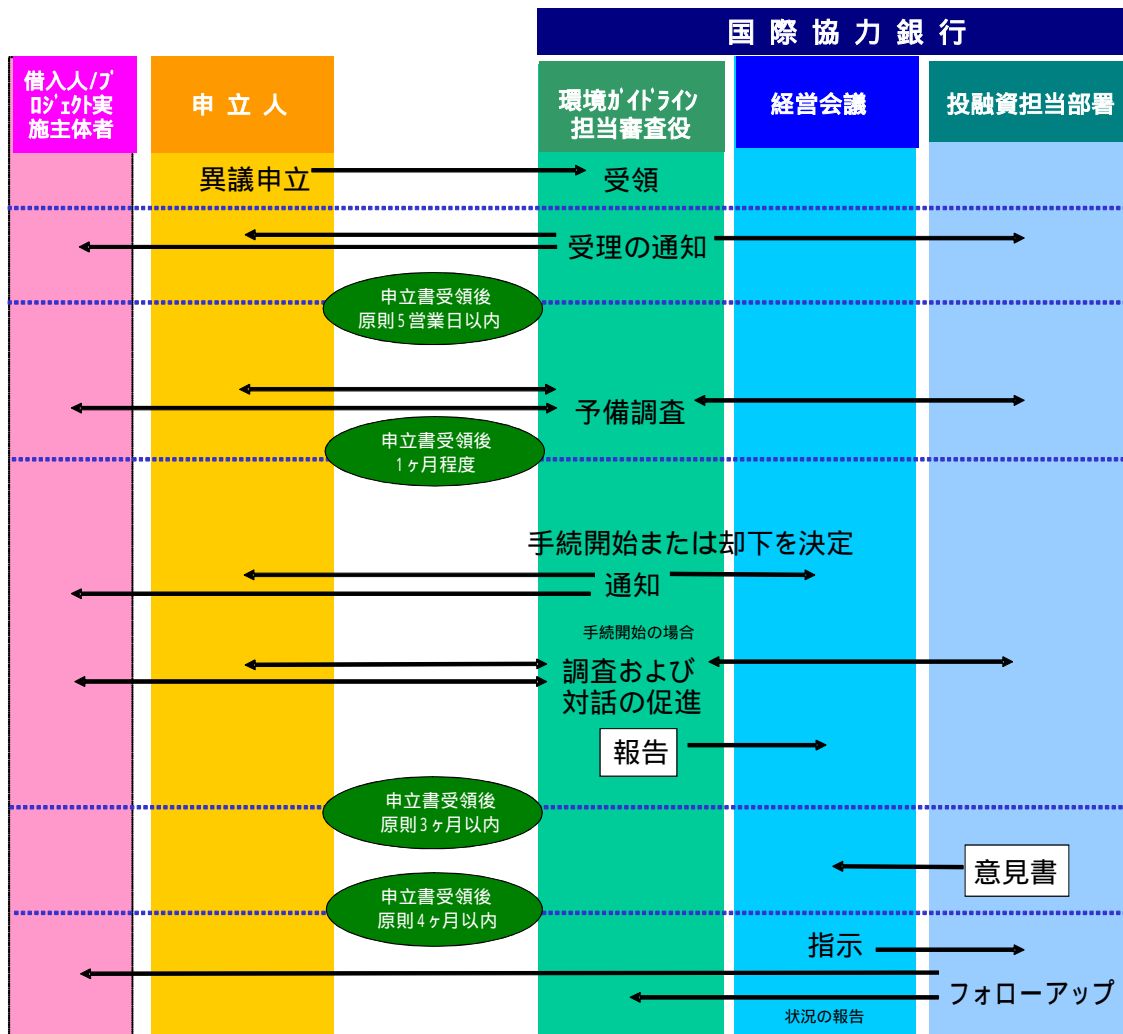
審査役は、こうした活動を通じて、異議申立手続の公正・適正な運用、実務上の留意点等に関する意見交換を積極的に進めています。

⁴ 参加機関:世界銀行インスペクション・パネル、IFC コンプライアンス・アドバイザー・オンブズマン、EBRD プロジェクト・コンプレイント・メカニズム、ADB アカウントビリティ・メカニズム、IDB インデペンデント・コンサルテーション・アンド・インヴェスティゲーション・メカニズム、AfDB インデペンデント・レビュー・メカニズム、CAB オーディット・コンプライアンス・インヴェスティゲーションズ、EIB コンプレイント・メカニズム、OPIC オフィス・オブ・アカウントビリティ、加オフィス・オブ・エクストラクティブ・セクター・コーポレート・ソーシャル・レスポンスビリティ・カウンセラー、UNDP オフィス・オブ・オーディット・インヴェスティゲーションズ、BSTDB インターナル・オーディット・デパートメント、NIB オフィス・オブ・チーフ・コンプライアンス・オフィサー、NEXI 環境ガイドライン審査役、JBIC 環境ガイドライン担当審査役

⁵ この他、同じタイミングにてサイドイベントも行われ、本会合参加者と、市民団体関係者や学術関係者との交流が図られました。

参考: 異議申立の手續

(1) 手續の流れ



(2) 異議申立書の提出方法

(提出様式) 書面による提出

(郵便宛先) 〒100-8144 東京都千代田区大手町 1-4-1

株式会社国際協力銀行
環境ガイドライン担当審査役

(ファックス番号) 03-5218-3946

(メールアドレス) sinsayaku@jbic.go.jp

(ホームページ) <http://www.jbic.go.jp/ja/efforts/environment/disagree/procedure>

(例)

申立書

平成 年 月 日

株式会社国際協力銀行
環境ガイドライン担当審査役 行

(A) 申立人氏名：

(B) 申立人の連絡先：

【代理人がいる場合は以下を記入】

(代理人氏名)

(代理人連絡先)

プロジェクト実施主体への匿名を希望

しますか(いずれかに をする)

はい・いいえ

(C) 異議を申し立てる対象の案件：

- ・ 国名
- ・ プロジェクトサイト
- ・ プロジェクトの概要

(D) 申立人に対して生じた重大な具体的被害または将来発生する相当程度の蓋然性がある重大な被害：

(E) 申立人が考えるガイドライン不遵守の条項および不遵守の事実：

(F) ガイドライン不遵守と被害の因果関係：

(G) 申立人が期待する解決策：

(H) プロジェクト実施主体との協議の事実：

(I) 本行投融資担当部署との協議の事実：

(J) (代理人を介して申立を行う場合) 代理人を介して申立を行う必要性の記載および申立人が代理人に対し授権していることの証憑：

申立人は、本申立書に記載されている事項が全て真実であり、虚偽のない事を約束します。

以上